

**建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条及び第 41 条
に基づく認定に係る技術的審査業務手数料表**

別表 1

非住宅建築物（建築物 1 棟あたり）

単位：円（税込み）

床面積	評価方法	非住宅建築物の用途の手数料		
		①. ホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途	②. ①③以外	③. 工場等 ※
300 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	176,000	110,000	88,000
	モデル建物法	88,000	55,000	44,000
300 ㎡超え 1,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	220,000	154,000	110,000
	モデル建物法	110,000	77,000	55,000
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	264,000	176,000	132,000
	モデル建物法	132,000	88,000	66,000
2,000 ㎡超え 5,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	418,000	286,000	220,000
	モデル建物法	209,000	143,000	110,000
5,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	528,000	352,000	264,000
	モデル建物法	264,000	176,000	132,000
10,000 ㎡超え 20,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	660,000	418,000	308,000
	モデル建物法	330,000	209,000	154,000
20,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	814,000	528,000	396,000
	モデル建物法	407,000	264,000	198,000
50,000 ㎡超え 100,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	1,034,000	682,000	506,000
	モデル建物法	517,000	341,000	253,000
100,000 ㎡超え 200,000 ㎡以内	標準入力法 主要室入力法	1,210,000	825,000	715,000
	モデル建物法	715,000	528,000	418,000
200,000 ㎡超え	標準入力法 主要室入力法	1,595,000	1,045,000	880,000
	モデル建物法	990,000	660,000	528,000

※ 建築物の用途で工場等とは、評価対象が照明設備のみである工場、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとする。

別表 2

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税込み）

種別	手数料
一戸建ての住宅	33,000

別表 3

住宅（共同住宅等）

単位：円（税込み）

種別				手数料	備考（加算の要件等）
住棟 （①又は②＋③）	住宅戸数が 一戸のみの場合①	一般		33,000	
		審査省略可能な場合		5,500	
	住宅部分の全戸数 （住戸）②	一 般	2～10 戸以下	$33,000 + M \times 7,700$	※Mは全戸数を示す
			11～30 戸以下	$66,000 + M \times 4,400$	
			31 戸以上	$132,000 + M \times 2,200$	
		審査省略可能な場合		$M \times 3,300$	
	共用部の床面積 の合計（共用部）③	300 m ² 以内		33,000	
		300 m ² 超～1,000 m ² 以内		55,000	
		1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内		110,000	
		5,000 m ² 超え		165,000	

別表 4

別表 1 から別表 3 以外の料金

単位：円（税込み）

1. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、別表 1 の料金に別表 2 又は別表 3 の料金を合計した額とする。
2. 再発行料金は、1 通につき 5,500 円とする。
3. 変更申請の料金は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた額とする。
4. センターより建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る適合通知書等の交付を受けた建築物の申請料金は、5,500 円とする。